

雇用不安に直面した時の労働法による対応方法について

解雇、雇止め、休業命令、差別、ハラスメントなどに際して、あなたは、どう行動すれば良いのか？

新型コロナウイルス感染症の影響などにより、いま、多くの労働者が雇用危機に直面し、あるいは仕事を続けて行くうえでの不安を感じています。

その時、あなたは、どこに相談し、どのように救済を求めることができるのでしょうか？

・・・この点について、わが国の労働法は、実に多様な対応方法を用意しています。

本セミナーでは、コロナの影響で生じている様々な労働問題について、法的にどのようなルールがあるのか、特に、労働者としてどのように保護されるのかをわかりやすく解説します。そして、行政（東京都労働相談情報センターなど各自治体の窓口、労働局、労働委員会等）、労働組合や裁判所など、労働紛争の解決をサポートするさまざまな機関についても紹介します。

第1日目

「コロナ危機における賃金・休業手当」

令和3年11月24日（水）18:00~20:00

- 1 コロナ危機における賃金・休業手当
- 2 コロナ危機における労働条件の引き下げへの対応
- 3 1日目のまとめ



第2日目

「コロナ危機における解雇・退職勧奨・紛争解決」

令和3年11月30日（火）18:00~20:00

- 1 コロナ危機における解雇・退職勧奨
- 2 労働紛争の解決を支える様々な機関とその活用
- 3 全体のまとめ

【講師】

原 昌 登 氏

(成蹊大学 法学部教授)

- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場内では常にマスクの着用をお願いいたします。また、体調が優れない場合は、受講をご遠慮ください。
- 新型コロナウイルス感染症の状況や天災等による交通機関の運行の影響により、セミナー開催を中止又は延期することがあります。

会 場

東京都南部労政会館 第5・6会議室

東京都品川区大崎1-11-1
ゲートシティ大崎ウエストタワー2階

対 象

労働者、その他テーマに関心のある方

定 員

75名

※要事前申込

申込方法

電話・FAXまたはHPからお申込みください。
東京都産業労働局ホームページ「TOKYOはたらくネット」
⇒ <https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/seminarform/index/menu/>



主 催

東京都労働相談情報センター 大崎事務所

電話 03(3495)4872 FAX 03(3495)4916

共 催

品川区・目黒区・大田区・世田谷区

後 援

港区

会場案内図・FAX申込用紙は裏面です

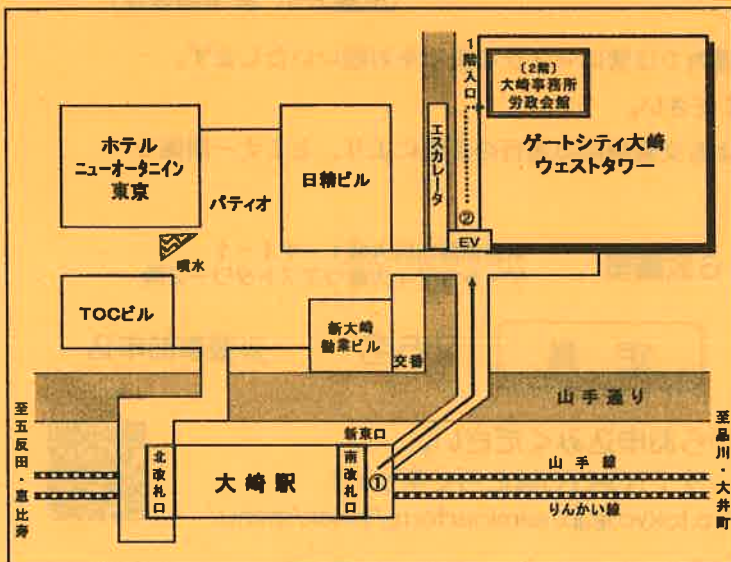
雇用不安に直面した時の労働法による対応方法について

- 原則、受講番号は電話又はFAXでご連絡いたします。
(特に、FAXでの連絡を希望される方はFAX番号もご記入ください。)
- お申込後、3日過ぎても受講番号の連絡がない場合は、お手数ですがお電話でお問い合わせください。 労働相談情報センター大崎事務所 電話番号 03-3495-4872

労働相談情報センター大崎事務所 FAX: 03-3495-4916

お名前 (カタカナでご記入ください)	受講希望日 (〇印をおつけください)		受講番号 (こちらで記入します)
	11月24日(水)	11月30日(火)	
ご連絡先電話番号	ご連絡先FAX番号		
お名前 (カタカナでご記入ください)	受講希望日 (〇印をおつけください)		受講番号 (こちらで記入します)
	11月24日(水)	11月30日(火)	
ご連絡先電話番号	ご連絡先FAX番号		

お申込みいただき、ありがとうございました。受講番号は上記のとおりです。(月 日受付)
当日の受付で、お名前と受講番号をお申し出ください。



*申し込まれた方の個人情報は、セミナーの受付業務以外には使用いたしません。
セミナー終了後は速やかに適切な方法で破棄します。

- ① JR大崎駅：南改札、新東口から3分
- ② 連絡デッキのエスカレータ又は専用エレベータで1階に降りて、1階入口から入る。

～公正な採用選考のために～
東京都では、就職の機会均等を確保するため、応募者本人の適性や能力に基づく公正な採用選考を推進しています。
詳細は、<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/kosei/>をご覧ください。